

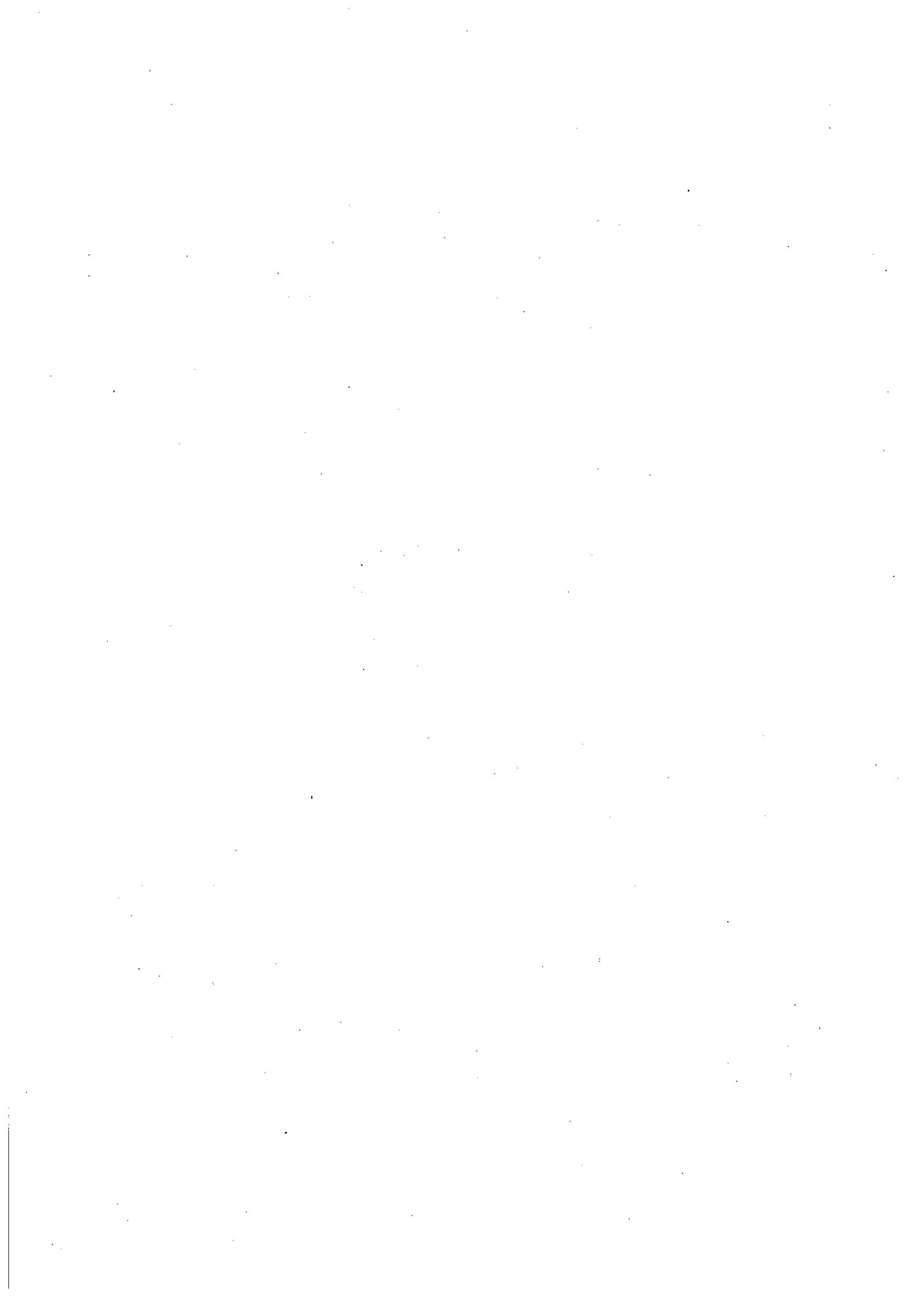
令和 3 年第 3 回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

目 次

議案第 1 号	八千代市立義務教育学校設置条例の制定について	1 頁
議案第 2 号	八千代市個人情報保護条例及び八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 頁
議案第 3 号	決算認定について	7 頁
議案第 4 号	八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	9 頁
議案第 5 号	八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	11 頁
議案第 6 号	令和 3 年度八千代市一般会計補正予算（第 6 号）	13 頁
議案第 7 号	令和 3 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	13 頁
議案第 8 号	令和 3 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	13 頁
議案第 9 号	議決事件の一部変更について （八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 P F I 事業）	15 頁
議案第 10 号	財産の取得について （消防ポンプ自動車（C D - I 型））	17 頁
議案第 11 号	財産の取得について （支援車（II 型）及び緊急消防援助隊用支援資機材）	19 頁
議案第 12 号	副市長の選任について	21 頁
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	23 頁
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	25 頁



議案第 1 号

八千代市立義務教育学校設置条例の制定について
八千代市立義務教育学校設置条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市立義務教育学校設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市立義務教育学校の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 3 8 条ただし書（同法第 4 9 条において準用する場合を含む。）の規定により市が設置する義務教育学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
八千代市立阿蘇米本学園	八千代市米本 1, 9 1 4 番地

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(八千代市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)
- 2 八千代市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 3 9 年八千代市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部八千代市通学区域審議会の項中「小中学校通学区域」を「市が設置する学校の通学区域」に改める。

(八千代市立小学校設置条例の一部改正)

- 3 八千代市立小学校設置条例（昭和 3 9 年八千代市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表八千代市立阿蘇小学校の項、八千代市立米本小学校の項及び八

千代市立米本南小学校の項を削る。

(八千代市立中学校設置条例の一部改正)

- 4 八千代市立中学校設置条例(昭和39年八千代市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の表八千代市立阿蘇中学校の項を削る。

(八千代市学校給食センター設置条例の一部改正)

- 5 八千代市学校給食センター設置条例(昭和45年八千代市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条中「八千代市立小学校及び中学校」を「市が設置する小学校、中学校及び義務教育学校」に、「、その他」を「その他」に、「行なう」を「行う」に改める。

(八千代市学童保育条例の一部改正)

- 6 八千代市学童保育条例(昭和51年八千代市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「小学校」の次に「又は義務教育学校の前期課程」を加える。

(八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 7 八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例(平成19年八千代市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表の(2)アリーナ、プール、スタジオ及びトレーニング室(専用利用)の表アリーナの項中「中学校(」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

(八千代市暴力団排除条例の一部改正)

- 8 八千代市暴力団排除条例(平成24年八千代市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 9 八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年八千代市条例第29号)の一部を次のように改正

する。

第3条第3項中「小学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

第12条中「，小学校」の次に「若しくは義務教育学校」を，「その他小学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

第28条第3項中「小学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

(八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

10 八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年八千代市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)」を加える。

(八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

11 八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年八千代市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の項及び別表第3市立の小学校又は中学校の特別支援学級に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するための当該就学に必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるものの項中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校」に改める。

提案理由

義務教育学校として阿蘇米本学園を設置するため，条例を制定いたしたい。



議案第 2 号

八千代市個人情報保護条例及び八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市個人情報保護条例及び八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 3 0 日 提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市個人情報保護条例及び八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(八千代市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 八千代市個人情報保護条例（平成 1 0 年八千代市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条の 3 中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 1 9 条第 7 号」を「第 1 9 条第 8 号」に改める。

(八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年八千代市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 1 9 条第 1 0 号」を「第 1 9 条第 1 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 3 号

決算認定について

令和 2 年度八千代市一般会計及び特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

八千代市長 服 部 友 則

議案第4号

八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和2年度八千代市水道事業会計未処分利益剰余金1,498,781,345円のうち713,273,861円を資本金へ組み入れ,785,507,484円を減債積立金に積み立てる。

令和2年度八千代市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて,議会の認定に付する。

令和3年8月30日提出

八千代市長 服部友則

議案第 5 号

八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 2 年度八千代市公共下水道事業会計未処分利益剰余金 2 3 3, 2 9 6, 9 0 3 円のうち 1 6 1, 8 5 4, 7 1 9 円を資本金へ組み入れ, 7 1, 4 4 2, 1 8 4 円を減債積立金に積み立てる。

令和 2 年度八千代市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて, 議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

八千代市長 服 部 友 則

議案第 6 号 令和 3 年度八千代市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 7 号 令和 3 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号
）

議案第 8 号 令和 3 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第9号

議決事件の一部変更について

令和元年8月27日に議決された議案第20号契約の締結について（八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業）中、次のとおり契約金額を変更する。

令和3年8月30日提出

八千代市長 服部友則

記

1 契約金額

変更前 2,367,332,629円

変更後 2,368,901,229円

提案理由

八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第10号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和3年8月30日提出

八千代市長 服部友則

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の種類 | 消防ポンプ自動車（CD-I型） |
| 2 | 取得方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得金額 | 23,045,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル1
9階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司 |

提案理由

消防ポンプ自動車（CD-I型）を、株式会社モリタ東京支店から取得したい。

議案第11号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和3年8月30日提出

八千代市長 服部友則

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の種類 | 支援車（Ⅱ型）及び緊急消防援助隊用支援資機材 |
| 2 | 取得方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得金額 | 73,040,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都墨田区菊川一丁目13番14号
株式会社野口ポンプ製作所
代表取締役 野口和秀 |

提案理由

支援車（Ⅱ型）及び緊急消防援助隊用支援資機材を、株式会社野口ポンプ製作所から取得いたしたい。

議案第12号

副市長の選任について

八千代市副市長に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和3年8月30日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 深井良司

住所 千葉県成田市中台

提案理由

欠員となっている副市長を選任いたしたい。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年8月30日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 木村恵子

住所 千葉県八千代市大和田

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年8月30日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 豊田正昭
住所 千葉県八千代市勝田台北

